

平成 27 年 1 月 28 日

精 華 町 長 木 村 要 様
精 華 町 議 会 議 長 杉 浦 正 省 様
精 華 町 教 育 委 員 会 委 員 長 伊 藤 二 三 雄 様
精 華 町 消 防 長 大 矢 義 郎 様

精 華 町 監 査 委 員 西 村 邦 彦

同 塩 井 幹 雄

平成 26 年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、当該監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

第 1 監査の期間

平成 26 年 10 月 8 日から平成 27 年 1 月 28 日まで

第 2 監査の概要

1 監査の対象

以下の項目を監査の対象とした。

- (1) 平成 25 年度に行われた行政財産の目的外使用及び公の施設（精華町地域福祉センターかしのき苑、精華町交流ホール、精華町地域資源総合管理センター華工房、精華町立各学校施設）の使用許可事務。
- (2) 平成 25 年度定期監査（監査の対象－平成 25 年度上半期に行われた指名競争入札による契約及び履行状況）において、指摘又は指導した事項についての改善状況。

2 監査の対象部局

【総務部】 企画調整課、総務課

【住民部】 総合窓口課、人権啓発課

【健康福祉環境部】 福祉課、子育て支援課、健康推進課、環境推進室、

【事業部】 産業振興課、監理課、建設課、都市整備課、

【教育部】 学校教育課、生涯学習課

【消防本部】 総務課

【上下水道部】 上水道課

【議会事務局】

3 監査の着眼点

次のとおり着眼点を定めた。

(1) 行政財産の目的外使用許可

ア 財産を宗教団体又は公の支配に属しない慈善教育事業等の使用に供しているものはないか。

イ 使用許可の理由は適切か。

ウ 使用許可期間及び使用料その他使用許可条件は適正か。また、統一的な取り扱いがなされているか。

エ 無断増改築又は無断転貸・用途変更が行われていないか。

オ 使用料の減免について、その理由、金額は適正か。

カ 使用許可条件に違反した場合の措置(損害賠償請求等)は確実に行われているか。

(2) 公の施設の使用許可

ア 公の施設を宗教団体又は公の支配に属しない慈善教育事業等の使用に供しているものはないか。

イ 使用料の減免について、その理由、金額は適正か。

(3) 使用料の調定及び徴収事務

ア 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。条例によらない収入はないか。

イ 使用料の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

- ウ 調定の時期及び手続きは適正か。また、調定漏れはないか。
- エ 減免、延納又は後納等の理由及び手続は適正か。
- オ 調定の取消し、更正の根拠及び手続きは適正か。
- カ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。
- キ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。
- ク 納入の通知は適正に行われているか。

(4) 平成25年度定期監査（一般競争入札を対象）指摘事項等改善状況
平成25年度定期監査で指摘又は指導した事項が、以後、改善されているか。

4 監査の方法

監査対象部局に対し以下資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、平成26年11月25日、26日及び27日の各日において、関係職員から説明を聴取した。

※監査資料

ア 行政財産の目的外使用及び公の施設の使用許可事務関係

- ①行政財産の目的外使用許可状況シート
- ②公の施設の使用許可状況シート
- ③歳入予算差引簿
- ④行政財産の目的外使用許可申請書
- ⑤行政財産の目的外使用許可に係る起案決裁文書
- ⑥公の施設の使用許可申請書
- ⑦公の施設の使用許可に係る起案決裁文書
- ⑧使用料減免申請書及び減免決定に係る起案決裁文書

イ 指名競争入札関係

- ①平成25年度定期監査指導事項改善状況シート
- ②指導等の対象となった契約に係る起工伺いから履行確認に至る一連の書類

第3 監査の結果及び意見

1 行政財産の目的外使用及び公の施設の使用許可事務

(1) 行政財産の目的外使用許可

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（地方自治法第238条第4項）。行政財産の目的外の使用許可は、本来の用途又は目的を妨げない限度において例外的にできるものである。

ア 使用（占有）許可の根拠

使用（占有）許可に係る起案文書を見ると、何に基づき、どういう理由により許可するかについての記載が不十分又は記載されていないものが多く見受けられた。

監査の対象となった行政財産の目的外の使用（占有）許可の件数は、地方自治法に基づく使用許可が70件、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく占有許可が181件、法定外公共物管理条例（平成17年条例第12号）に基づく占有許可が12件であった。

許可は、それぞれの根拠法令及び当該法令の基準を定める規則等に基づいて行う必要があり、地方自治法に基づく目的外使用の申請に対しては、同法第238条の4第7項に基づき許可をしなければならない。

○地方自治法

第238条の4第7項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

本項は、「その用途又は目的を妨げない限度において」使用を許可することができることを抽象的に定めているにすぎず、許可権者が許可をするにあたっての具体的な基準を明らかにしていない。精華町財産規則（平成15年規則第27号）は、第12条第1項において、許可ができる場合の具体的な要件を次のとおり定めている。

○精華町財産規則

(行政財産の使用)

第12条第1項

行政財産は、次の各号の一に該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。

- (1) 当該行政財産を利用するもののために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用途に短期間供するとき。
- (3) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないと認めるとき。
- (4) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間その用に供するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

許可に係る起案文書において、本項の許可要件に該当しているかどうかについて記載しているものはほとんどなかった。

本項は、地方自治法の定めにより町長が行う行政財産の目的外使用許可についての本町における許可基準を定めたものであり、各号に該当する場合に限り、行政財産本来の「用途又は目的を妨げない限度において」使用を許可することができることを定めている。本許可基準は、許可申請者に対しても公表されており、申請があった場合には、各号に定める許可事由に該当するかどうか、行政財産の本来の用途又は目的を妨げないかどうかについて、個々判断した上で許可しなければならない。併せて、許可に係る起案文書においては、判断の過程が第三者に対しても明らかとなるように記載する必要がある。

また、地方自治法に基づく目的外使用許可に係る起案文書や許可書

において、「使用期間」、「使用料」と記載すべきものを「占用期間」、「占用料」など、「使用」を「占用」と誤記載してあるものが多く見受けられた。根拠法令の異なる道路占用許可との混同であると考えられる。何に基づき許可をするのか、従うべき法令の規定に従い文書を作成する必要がある。

なお、道路占用許可の具体的な基準は道路法および同法施行令、法定外公共物占用許可の基準は法定外公共物管理条例で定められているので、それぞれの基準に従うことが必要である。

イ 使用許可期間

行政財産の目的外使用に係る許可条件として設定された許可期間をみると、1年、3年、5年等まちまちであり、中には、「町長が復旧撤去を命じる時まで」として具体的な終期を実質的に定めていないものもあった。また、それら期間設定の理由及び根拠が、起案文書において記載されていなかった。

地方自治法に基づく行政財産の使用許可の許可期間について、精華町財産規則第12条第2項は、原則1年以内であること、著しく実情に沿わないときは町長が別に定めるところによることを定めている。

行政財産の目的外使用に対しては、将来の公用又は公共用の必要に応じて、いつでもその使用関係を消滅させ、容易に原状回復ができるようにしておくことが必要である。著しく実情に沿わないため1年を超えて許可期間を設定するときには、起案文書においてその理由及び根拠を記載する必要がある。許可の目的及び使用の用途に応じて、町として、ある程度統一的な許可期間の類型を定めることが望ましい。

ウ 使用許可権者

(ア) 教育財産等の使用許可権者

町立各小中学校及び精華町立体育館・コミュニティーセンターの目的外使用許可が、すべて町長名で行われていた。

行政財産のうち、学校その他の教育機関の用に供する財産（以下

「教育財産」という。)の管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第2号の規定により、教育委員会の権限に属する。このことから、教育財産の目的外使用の許可は、教育委員会の権限に属しており、町長には権限はない。

また、精華町立体育館・コミュニティーセンター等の社会教育施設の管理については、町長の権限に属する事務の一部を精華町教育委員会に委任する規則(平成25年規則第17号)第2条第1号の規定により、町長から教育委員会に委任されていることから、教育財産と同様に教育委員会に使用許可権限がある。

町立各小中学校及び精華町立体育館・コミュニティーセンターの目的外使用については、いずれも教育委員会による許可の必要がある。

(1) 施設の管理等業務の受託者による使用許可

施設の管理等業務が委託されている行政財産に関し、受託者と個々の使用者との契約によって、使用に供されているものがあつた(東区駐車場)。

行政財産の使用の許可権は、教育財産を除く行政財産については町長に、教育財産については教育委員会にそれぞれ属する。したがって、行政財産の使用許可はこれらの許可権者の名により、又はこれらの許可権者から委任を受けた者の名により行われる必要がある。

(2) 行政財産の使用に伴う使用料の徴収について

行政財産の目的外使用又は公の施設の利用に対する対価として使用料を徴収するためには、使用料に関する事項を条例で定める必要がある(地方自治法第228条)。行政財産の使用に係る使用料については、精華町行政財産の使用料徴収条例(昭和54年条例第21号)において、公の施設の利用に係る使用料については、各施設の設置及び管理又は施設使用に関する条例においてそれぞれ定めている。

ア 精華町行政財産の使用料徴収条例

精華町行政財産の使用料徴収条例は地方自治法の規定に基づき行政財産の使用を許可した場合に徴収する使用料及びその徴収方法に関して定めたものである（第1条）。

(ア) 別表の解釈について

行政財産の使用料は、本条例第2条に基づく別表に定められた単価又は積算方法により徴収される。本別表において、電話柱を用途とする土地使用料は、1本につき年額1,950円と定められているが、電話柱の支線を用途とする土地使用料に関し、電柱を用途とする土地使用料の単価2,000円によって徴収しているものが見受けられた。柱類の支線及び支柱に係る土地使用料に関し、別表の摘要欄において、電柱についての定めはあるものの、電話柱についての定めがないことが一因と考えられる。

(イ) 道路占用料を本条例により徴収することについて

道路占用許可に伴う道路占用料が、精華町行政財産の使用料徴収条例を根拠として徴収されている。同条例は地方自治法の規定に基づき行政財産の使用を許可した場合に徴収する使用料に関して定めたものである（第1条）。道路占用許可は道路法に基づくものであることから、本条例を適用して道路占用料を徴収することの妥当性について検討が必要である。

また、道路占用料の徴収対象及び減免基準が、精華町行政財産の使用料徴収条例で定める範囲及び内容であることが妥当であるかどうかについても検討が必要である。道路占用料の徴収対象については、道路法において定められた許可対象ごとに定めること、減免基準については、道路占用の目的及び態様に応じた基準とすることが望まれる。

(ウ) 条例に基づかない使用料収入

施設の管理等業務が委託されている行政財産に関し、町と受託者との契約により使用料単価が決定されているものがあつた（東区駐車場）。使用料は、条例に基づいて徴収する必要があり、改善が必

要である。

イ 使用料減免の手続き

使用料減免の申請にあたり、減免申請書の提出が必要であることが施設管理規則において定められているが、申請書の提出を受けていないものがあつた（かしのき苑）。事務手続き等の改善が必要である。

ウ 私人への使用料徴収の委託

行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収業務のうち、学校施設に係る使用料及び東区駐車場に係る使用料の徴収業務が3者に対して委託されていた。受託者が徴収した使用料については、委託契約書において、それぞれ1カ月に1回、4カ月に1回、1年に1回、町に払い込むことが定められていた。

私人への公金の徴収の委託は、地方自治法において原則として禁止されているが（同法第243条）、同法施行令（第158条第1項）は、徴収委託が可能な収入として、使用料その他の収入を定めている。同項により徴収を委託した場合は、告示や公表等が義務付けられており（同条第2項）、受託者が徴収した現金（公金）は、速やかに会計管理者又は指定金融機関に払い込まなければならない（精華町会計規則（平成15年規則第25号）第29条の3第5項）。

保管中における運用益の発生や事故等も想定されることから、公金の保管を長期間私人に委ねることは適切ではなく、改善が必要である。

2 平成25年度定期監査（指名競争入札）に係る指摘事項等改善状況

平成25年度において指摘した内容については、概ね改善がなされていた。引き続き検討を要するものについては、今後改善に取り組まれない。